

令和3年第2回（4月）臨時会

# 西伊豆町議会会議録

令和3年4月28日 開会

令和3年4月28日 閉会

西伊豆町議会

## 令和3年第2回（4月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招議員	3
第 1 号（4月28日）	
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した者	5
○町長あいさつ	6
○管理職等の自己紹介	7
○臨時議長の紹介及びあいさつ	7
○開会宣告	8
○開議宣告	8
○議事日程説明	8
○仮議席の指定	8
○選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙について	9
○追加議事日程説明	11
○議席の指定	11
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	12
○選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙について	12
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論の省略、採決	14
○選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について	16
○選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について	17
○選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について	18
○選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について	19

○選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について……………	20
○選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について……………	22
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	23
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	28
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	34
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	43
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	45
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	46
○閉会宣告……………	48
○署名議員……………	49

西伊豆町告示第44号

令和3年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月22日

西伊豆町長 星野 淨 晋

記

1 期 日 令和3年4月28日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町議会議長の選挙について
- (2) 西伊豆町議会副議長の選挙について
- (3) 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について
- (4) 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について
- (5) 下田地区消防組合議会議員の選挙について
- (6) 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について
- (7) 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について
- (8) 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- (9) 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度西伊豆町一般会計補正予算(第1号))
- (10) 専決処分の承認を求めることについて  
(西伊豆町税条例等の一部を改正する条例)
- (11) 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算(第2号)
- (12) 西伊豆町副町長の選任について

- (13) 西伊豆町監査委員の選任について（識見者）
- (14) 西伊豆町監査委員の選任について（議会選出）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

2 番 浅 賀 元 希 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

4 番 堤 豊 君

5 番 芹 澤 孝 君

6 番 高 橋 敬 治 君

7 番 山 田 厚 司 君

8 番 西 島 繁 樹 君

9 番 堤 和 夫 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和3年第2回（4月）臨時町議会

（第1日 4月28日）

## 令和3年第2回（4月）西伊豆町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年4月28日（水）午前9時30分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

追加日程 第 1 議席の指定

追加日程 第 2 会議録署名議員の指名

追加日程 第 3 会期の決定

追加日程 第 4 選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙について

追加日程 第 5 発議第2号 西伊豆町議会委員会条例の改正について

追加日程 第 6 選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について

追加日程 第 7 選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第 8 選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

追加日程 第 9 選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

追加日程 第10 選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

追加日程 第11 選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

追加日程 第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程 第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程 第14 議案第20号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）

追加日程 第15 同意第2号 西伊豆町副町長の選任について

追加日程 第16 同意第3号 西伊豆町監査委員の選任について（識見者）

追加日程 第17 同意第4号 西伊豆町監査委員の選任について（議会選出）

---

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	教育長	鈴木秀輝君
総務課長	高木光一君	まちづくり課長	長島司君
窓口税務課長	渡邊貴浩君	健康福祉課長	白石洋巳君
会計課長	森健君	教育委員会 教務局長	真野隆弘君

---

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷きよみ	書記	堤浩之
--------	-------	----	-----

---

開会 午前9時30分

○議会事務局長（大谷きよみ君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

開会に先立ちまして、本臨時会の招集者であります町長からご挨拶を申し上げます。

---

### ◎町長あいさつ

○町長（星野浄晋君） 皆さん、おはようございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会ということで一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、4月18日に執行されました議会議員選挙並びに町長選挙におきまして、議会議員10名の皆さまが当選されました。誠におめでとうございます。私も町長選挙におきまして、町民の皆さまのご支援のもと再選をさせていただき、これから4年間の町政運営を担うことになりました。

町には多くの課題が残されております。特に地震津波対策、学校統合、介護予防、斎場建設など、まったなしの案件を抱えております。また、人口減少による諸問題や、新型コロナウイルス感染症によって疲弊した地域経済の回復、産業振興政策など、長期的な視点を持ちながら短期の即効性のある政策も行い、今の時代を勝ち抜いていかなければなりません。現在地方自治体のおかれている状況は、行動を起こす自治体への国の支援はありますが、だまって行動を起こさない所には、その支援は来ません。想像力を働かせながら、決断力と行動力でこの難局を乗り越えたいと思います。

すべてを一度に成し遂げることはできませんが、町民の皆様のご意見をお伺いし、声の届く町政運営をすることによって、これらの課題は解決できるものと考えております。議会議員の皆様におかれましても、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っております。

最後に、議会人事等を確定した後に、本臨時会に、専決処分2件、補正予算、副町長をはじめとする人事案件を上程させていただきますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

---

### ◎管理職等の自己紹介

○議会事務局長（大谷きよみ君）　ここで、管理職等の自己紹介を行います。

総務課長からお願いします。

○総務課長（高木光一君）　総務課長の高木光一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○まちづくり課長（長島 司君）　おはようございます。まちづくり課長の長島司と言ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○防災課長（佐野浩正君）　防災課長の佐野浩正です。よろしくお願ひいたします。

○産業建設課長（松本正人君）　産業建設課長の松本正人と申します。よろしくお願ひいたします。

○会計課長（森 健君）　会計課長の森健です。よろしくお願ひいたします。

○教育長（鈴木秀輝君）　教育長の鈴木秀輝です。よろしくお願ひいたします

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　教育委員会事務局長の真野隆弘と申します。よろしくお願ひいたします。

○企業課長（村松圭吾君）　企業課長の村松圭吾です。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　おはようございます。健康福祉課長の白石洋巳と申します。よろしくお願ひいたします。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君）　おはようございます。窓口税務課長の渡邊貴浩と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境課長（鈴木昇生君）　おはようございます。環境課長の鈴木昇生と申します。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（大谷きよみ君）　私は議会事務局長の大谷きよみです。隣の席に座っておりますのが、書記の堤浩之です。よろしくお願ひいたします。

では暫時休憩します。

休憩　午前9時35分

再開　午前9時36分

---

### ◎臨時議長の紹介及びあいさつ

○議会事務局長（大谷きよみ君）　休憩を解いて再開します。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、西島繁樹議員が年長者でありますのでご紹介します。

西島繁樹議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（西島繁樹君） ただいま紹介されました西島繁樹です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくお願ひします。

---

#### ◎開会宣告

○臨時議長（西島繁樹君） ただいまから、令和3年第2回西伊豆町議会臨時会を開会いたします。

---

#### ◎開議宣告

○臨時議長（西島繁樹君） なお、本日の臨時議会は新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴席を16人までとしておりますことをご報告いたします。

ただいま出席している議員は10人であります。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程説明

○臨時議長（西島繁樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（西島繁樹君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

◎選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙について

○臨時議長（西島繁樹君） 日程第2、選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

○臨時議長（西島繁樹君） ただいまの出席議員は10人であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、松田貴宏君、2番、浅賀元希君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○臨時議長（西島繁樹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（西島繁樹君） 投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（西島繁樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（大谷きよみ君） 1番、松田貴宏議員。

2番、浅賀元希議員。

3番、仲田慶枝議員。

4番、堤 豊議員。

5番、芹澤 孝議員。

6番、高橋敬治議員。

7番、山田厚司議員。

9番、堤 和夫議員。

10番、増山 勇議員。

8番、西島繁樹議員。

○臨時議長（西島繁樹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（西島繁樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1番、松田貴宏君、2番、番浅賀元希君は、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（西島繁樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票10票。

無効投票0票。

有効投票のうち、山田厚司君7票。

芹澤孝君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山田厚司君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

○臨時議長（西島繁樹君） ただいま議長に当選されました山田厚司君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。

山田厚司君当選承諾の発言を議席から、挨拶を壇上からお願いいたします。

○7番（山田厚司君） ただいま西伊豆町議会議長に当選させていただきました。

謹んでお受けいたします。よろしくをお願いいたします。

〔議長 山田厚司君登壇〕

○議長（山田厚司君） 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私、議員の皆さま方のご推挙により、議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄でございます。

私は、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層痛感いたしております。

ここに皆様のご推選を受けました上は、一身をていして、西伊豆町の発展と住民福祉の推進に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。何卒皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（西島繁樹君） これをもちまして、私の職務は終了いたしました。

議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

山田厚司議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 10時06分

---

### ◎追加議事日程説明

○議長（山田厚司君） ただ今から、議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひします。

休憩を解いて、再開します。

これからの議事日程は、お手元に配布した追加議事日程〔第1号の追加1〕のとおりであります。

---

### ◎議席の指定

○議長（山田厚司君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席の議席とします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山田厚司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 仲田慶枝君

4番 堤豊君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（山田厚司君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

◎選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙について

○議長（山田厚司君） 日程第4、選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

○議長（山田厚司君） ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番、芹澤孝君、6番、高橋敬治君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（山田厚司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○議長（山田厚司君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会議務局長（大谷きよみ君） 1 番、松田貴宏議員。

2 番、浅賀元希議員。

3 番、仲田慶枝議員。

4 番、堤 豊議員。

5 番、芹澤 孝議員。

6 番、高橋敬治議員。

8 番、西島繁樹議員。

9 番、堤 和夫議員。

10番、増山 勇議員。

7 番議長、山田厚司議員。

○議長（山田厚司君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

5 番、芹澤孝君、6 番、高橋敬治君を指名します。

開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山田厚司治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票10票。

無効投票0票。

有効投票のうち、堤豊君7票、芹澤孝君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、堤豊君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

○議長（山田厚司君） ただいま副議長に当選されました、堤豊君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

堤豊君、当選承諾の発言を議席から、挨拶を壇上からお願いします。

○4番（堤 豊君） 議長、4番。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） ただいま副議長に当選させていただきました。

謹んでお受けいたします。よろしくお願いします。

〔副議長 堤豊君登壇〕

○副議長（堤 豊君） 今回、議員の皆さま方のご推挙により副議長に選ばれましたことは、このうえなく光栄に存じます。同時にその責任の重大さを痛感するものでありますが、幸いにしまして、優れた山田議長のもと、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう、およびながら誠心誠意努力いたしたいと存じます。

皆様方の絶大なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午後 1時00分

---

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めたものの名簿は、お手元に配布したとおりであります。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、発議第2号、西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

提案理由の説明を堤豊君に求めます。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） それでは、発議第2号西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び西伊

豆町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出いたします。

令和3年4月28日提出

西伊豆町議会議長 山田厚司様

提出者 西伊豆町議会議員 堤 豊

賛成者 西伊豆町議会議員 松田貴宏

賛成者 西伊豆町議会議員 浅賀元希

賛成者 西伊豆町議会議員 仲田慶枝

賛成者 西伊豆町議会議員 芹澤 孝

賛成者 西伊豆町議会議員 高橋敬治

賛成者 西伊豆町議会議員 西島繁樹

賛成者 西伊豆町議会議員 堤 和夫

賛成者 西伊豆町議会議員 増山 勇

提案理由、議員定数条例の一部改正に伴い委員会条例の一部を改正するものです。

次ページ、西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例。

西伊豆町議会委員会条例（平成17年西伊豆町条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6人」を「5人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西伊豆町議会委員会条例の規定は、令和3年4月24日から適用する。

以上。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

○議長（山田厚司君） 本案は全員が賛成者でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、質疑・討論を省略し、ただちに採決を行います。

○議長（山田厚司君） 発議第2号、西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）に

ついては、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手、全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時09分

---

#### ◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第6、選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

なお、委員会条例第8条の規定により、委員長、副委員長を互選するため、常任委員会を開会していただきたいと思えます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

---

#### ◎常任委員会委員長・副委員長の報告

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

先ほど常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。  
委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告させます。  
事務局長。

○議会事務局長（大谷きよみ君） それでは、報告させていただきます。

第1 常任委員会、委員長に芹澤孝議員、副委員長に増山勇議員。  
第2 常任委員会、委員長に堤和夫議員、副委員長に西島繁樹議員。  
広報編集委員会 委員長に副議長堤豊議員、副委員長に堤和夫議員。  
以上でございます。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

---

#### ◎選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第7、選任第2号 西伊豆町議会、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員会条例第8条の規定により、委員長、副委員長を互選するため、議会運営委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

---

◎議会運営委員会委員長・副委員長の報告

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

先ほど議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。

委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大谷きよみ君） それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会、委員長に高橋敬治議員、副委員長に芹澤孝議員。

以上でございます。

---

◎選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

○議長（山田厚司君） 日程第8、選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議  
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

下田地区消防組合議会議員に、2番、浅賀元希君、10番、増山勇君を指名いたします。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました2番、浅賀元希君、10番、増山勇を下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、2番、浅賀元希君、10番、増山勇君が下田地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君、10番、増山勇君、順次当選承諾についての発言をお願いいたします。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ただいまご推選をいただきました下田地区消防組合議会議員をお引き受けいたします。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） ただいま、同じくご推選をいただきました、下田地区消防組合議会議員をお引き受けいたします。

---

#### ◎選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

○議長（山田厚司君） 日程第9、選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

西豆衛生プラント組合議会議員に、1番、松田貴宏君、5番、芹澤孝君、9番、堤和夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました、1番、松田貴宏君、5番、芹澤孝君、9番、堤和夫君を西豆衛生プラント組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、1番、松田貴宏君、5番、芹澤孝君、9番、堤和夫君が西豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

順次当選承諾についての発言をお願いいたします。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） ただいまご推選をいただきました西豆衛生プラント組合議会議員をお引き受けいたします。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 5番、芹澤孝、ただいまご推選をいただきました、西豆衛生プラントをお引き受けいたします。

○9番（堤 和夫君） 議長9番。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ただいま御推選をいただきました西豆衛生プラント組合議会議員をお引き受けいたします。

---

#### ◎選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

○議長（山田厚司君） 日程第10、選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、3番、仲田慶枝君、6番、高橋敬治君を指名いたします。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました、3番、仲田慶枝君、6番、高橋敬治君を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、3番、仲田慶枝君、6番、高橋敬治君が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

順次当選承諾についての発言をお願い致します。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 3番、仲田慶枝。ただいま、ご推選をいただきました、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員をお引き受けいたします。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 6番、高橋敬治。同じく、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員をお引き受けいたします。

◎選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（山田厚司君） 日程第11、選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

初めに、西伊豆町選挙管理委員会委員には、<sup>すみやもりお</sup>角屋守男君、<sup>きたはらいっせい</sup>北原一成君、<sup>はらだみさこ</sup>原田みさ子君、<sup>はせがわ</sup>長谷川<sup>ことみ</sup>琴美君、以上の方を指名いたします。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、西伊豆町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、角屋守男君、北原一成君、原田みさ子君、長谷川琴美君、以上の方が西伊豆町選挙管理委員会委員に当選されました。

なお、当選人には、別途文書をもって、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、西伊豆町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、<sup>つばきもとお</sup>椿素雄君、第2順位、<sup>ふじいすわ</sup>藤井すわ<sup>こ</sup>子君、第3順位、<sup>あきえいしゅう</sup>安藝栄修君、第4順位、<sup>まつながまりこ</sup>松永真理子君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、西伊豆町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、第1順位、位椿素雄君、第2順位、藤井すわ子君、第3順位、安藝栄修君、第4順位、松永真理子君、以上の方が順序のとおり西伊豆町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、当選人には、別途文書をもって、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時35分

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年4月28日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

1ページおめくりください。

専決第3号 専決処分書

令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年4月13日

西伊豆町町長職務代理者

西伊豆町副町長 椿 隆史

すみません、2ページおめくりください。

令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,001万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億8,001万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月13日 専決

西伊豆町長職務代理者

西伊豆町副町長 椿 隆史

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは専決第3号令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

こちらの補正は新型コロナウイルス感染症対策にかかるものとなっております。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読をいたします。まず歳入です。

14 款国庫支出金、1,787 万円、4 億 2,422 万円。2 項国庫補助金 1,787 万円、2 億 1,289 万 5,000 円。

18 款繰入金、1 項繰入金ともに、785 万 8,000 円の減、9 億 5,741 万 2,000 円。

歳入合計に1,001万2,000円を追加し、55億8,001万2,000円としたいものでございます。

次に、歳出です。

4 款衛生費、1,001 万 2,000 円、6 億 4,768 万 1,000 円。1 項保険衛生費、1,001 万 2,000 円、2 億 1,354 万 1,000 円。

歳出合計に 1,001 万 2,000 円を追加し、55 億 8,001 万 2,000 円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書。1 総括、歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に、歳出です。こちらにつきましても第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。

2 の歳入をご説明させていただきます。

14 款 2 項 3 目 4 節感染症予防事業費国庫補助金の 1,787 万円につきましては、説明欄に記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金となっておりまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の全額に充当するものでございます。

その下の 18 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金の 785 万 8,000 円の減ですが、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事業につきましては、当初予算時は一部一般財源を充当しておりましたが、ただいま申し上げたとおり、全額国庫負担となる見込みとなったことから、財政調整基金を減額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

次に歳出になります。

4 款 1 項 2 目予防費ですが、65 歳以上の新型コロナウイルスワクチン集団接種に掛かる事業費を増額補正させていただくものでございます。

以上簡単ですが、主なものの説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 5 ページなんですけど、13 節ですね。マイクロバス等の借り上げ料で 260 万が載ってるんですけど、これはどのように使う予定なのか、お願いします

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） マイクロバスにつきましては、町内の例えば宇久須の場合は、

宇久須の神田、大久須方面からマイクロバスを出して接種する人の送迎を行う。各地区においてそのような格好を想定しています。大沢里地区におきましては、地区の公民館を利用して接種を予定しておりますので、送迎は入っておりません。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 当初予算にもあっているんですけども、予防接種委託をしているわけですね。それで具体的に聞きますけども、今日現在で、予約を終わった方というのはどれぐらいいらっしゃるのか。把握したら教えてください。それと、盛んに、住民のほうからコールセンターに繋がらないという苦情がたぶん町にもたくさん来ていると思うんですけども、それらの解決策というのは町としてはないのでしょうか。その点を二つ聞きます。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 前段のほうの予約状況につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。苦情のほうにつきましては、これは全国一斉に今こういう状況になっておりまして、町としてはコールセンターを当初3回線を予定しておりましたが、今4回線を増やして対応しております。

西伊豆町の場合ですと、65歳以上の高齢者が約3,500人いらっしゃいます。そのうちの仮に2,000人がですね、一斉に電話をかけた場合には、3回線に2,000人が集中するわけですから当然繋がらない。ただ、1日としてはだいたい200人ずつくらいが予約ではけていくということでございますので、10日もすれば相当落ち着くのかなというふうに思います。ですので、先週に比べて今週は繋がりがよくなってきていると思いますし、日々そういったクレームのお電話をいただいた時には、ワクチンに関しては足りておりますので、少しお待ちいただいでからかけてくださいというようなお願いをさせていただいております。

これについては、回線をもっと増やせばいいんじゃないかというようなこともあろうかと思いますが、全国の1,700の自治体が今いっぺんにコールセンターなどを使って予約を受けているところがございますので、それに対応する人員がそもそも得ることができないということで、うちとしては4人が精いっぱいなのかなというふうに思っております。

また、役場の本庁のほうでそういった電話を受けた場合は、本庁の業務に相当な支障をきたしてまいりますので、これはもう外部委託をするしかないということで、今お願いをしているところがございますから、住民の皆さまにはたいへんご不便をおかけしておりますけども、ご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 予約の状況でございますが、昨日現在で1,758名の方が予約を終了しております。あとですね、特別養護老人ホームほうで昨日、一昨日で、全部の施設ではありませんけども、接種を行い始めました。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 同じく5ページの職員手当、時間外勤務手当278万5,000円。相当大的な金額ですけども、具体的に、例えば述べ日数だとか延べ時間だとか。どういう方がこの時間外手当の対象になっているか。それを教えてください。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 時間外手当につきましては、職員のほうの時間外でございます。土日でも接種を行う予定で計画をしております。土日分と、あとは平日の分で事務、だいたい接種が終わって会場を片づけたりして5時ごろ帰ってくると思います。そこからまた、その日のいろいろな記録を取ったりとかやったりとか、おおよそこれにつきましては、主は健康係になりますけども、健康福祉課全体で職員でローテーション組みながらやるような格好で計画をしておりますもので、他の職員の分も入っております。いちおう健康係の主となってやる職員につきましては、12週間で週3回、4時間程度の計算で行っております。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 4ページですけども、総務課長の説明ですと、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金というのは、これ全額国庫補助金と言ったんですけども、なんか財政調整基金の繰入金のほうで785万8,000円減らされていて、これ上乗せして全額は、もらえなかったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 全額と言いますか、こちらの接種事業につきましては、全額国庫補助となっております。先ほど申し上げたとおり、一般財源で一部当てていた分がこの財政調整基金から繰り入れた部分も含まれておりますので、その分を全額こちらのほうは削らせていただいたということです。一般財源がすべてなくなって、すべて補助金になったということでございます。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今の補助金の件なんですけど、この1,700万の算出根拠、補助金のこの算出根拠というのは、どういう根拠でこの金額になったのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あの算出根拠といいますか、メニューが決まっておりますので、それで先に歳出を計算していきます。その100パーセントですから、掛かった歳出に対して歳入同じ額をしておりますから、算出根拠は、歳入の算出根拠は歳出の数字になります。

昨年のこの当初予算を組む時よりも、今回につきましては先ほどのマイクロバスとか、そういう運送費とかいろいろなものについても国のほうで面倒を見るというようなことがありましたので、増額ということになっております。ですから、国のほうの示しているメニューが増えてきたというふうにご理解をいただければよろしいかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年4月28日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

1ページおめくりください。

専決第2号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年3月31日

西伊豆町町長 星野浄晋

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それではただいま提案されました承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

まず本件につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴いまして、法律の公布と同時に西伊豆町税条例等の一部を改正する条例を3月31日交付、4月1日施行することについて、地方自治法の第179条第1項の規定に基づいて専決処分をさせていただきました。その内容について同条第3項の規定に基づいて報告をさせていただきました。承認をお願いするものでございます。

それでは資料の1ページをお願いします。ここから西伊豆町税条例等の一部を改正する条例の改正文でございまして、1ページから8ページまでございまして、

この改正文によりまして既存の条例を改めます。

次に9ページからが新旧対照表になっております。23ページまでございます。新旧対照表につきましては、左側が現行条例、右側が改正案で、改正の箇所をアンダーラインでお示ししております。なお、この改正文、新旧対照表につきましては、総務省自治税務局から示された法令改正の例示にならったものでございますので、改正文と新旧対照表並びに法令改正に伴います項ずれ等に対応するものは割愛をさせていただきます。税制改正に伴います主な改正点について、お配りさせていただきました専決承認第3号の資料によって、ご説明をさせていただきます。

では、専決承認第3号の資料をお開きください。

初めに、個人住民税に関する改正でございます。こちらは住宅ローン控除におきまして、①の部分ですが、今回の所得税における措置、こちらは控除期間を13年とする特例の適用期限の延長の対象者につきまして、控除が適用される各年分について、所得税から控除しきれなかった場合に、その額を現行制度と同じように控除限度額の範囲内で個人の住民税から控除するというものでございます。

②としまして、この措置による減収につきましては、地方特例交付金によりまして、全額国庫で補填されます。

続いて2番目の固定資産税の関係でございます。固定資産税の土地の負担調整措置につきまして、①の宅地等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。これは課税の公平の観点から地域や土地により、ばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置を行っているわけですが、このような調整を継続するというものでございます。

次に②番、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

続いて、3点目の軽自動車税の関係でございます。一つ目に環境性能割の税率区分の見直しでございます。①軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直しします。クリーンディーゼル車につきましては、構造要件による非課税の対象から除外した上で2年間の激変緩和措置を講じます。

2つ目に、環境性能割の臨時的軽減の延長としまして、①として環境性能割の税率を1パーセント分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長しまして、令和3年の12月31日までに取得したものを対象とします。2つ目に、この措置による減収につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されます。3つ目に、グリーン化特例の見直しでございます。グリーン化特例措置は、重点化等行った上で2年間延長いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙で説明をさせていただきます。初めに環境性能割の税率区分の見直しについてでございます。軽自動車税の環境性能割は燃費性能に応じた税率区分を設定しております。令和2年度末が見直しの時期にあたることから、2020年度燃費基準から2030年度の燃費基準のもとで税率区分の設定がされます。

クリーンディーゼル車につきましては、令和2年度までは電気自動車と同じ区分にありましたけども、令和3年度からは、ガソリン車と同等に扱うこととなります。ただし、市場への配慮も考慮しまして、令和3年度及び4年度に限り、中段の表にありますとおり燃費性能に応じて緩和措置を講ずることとなります。

次に種別割のグリーン化特例の見直しについてです。グリーン化特例につきましては、環境性能割を補完する制度であることを踏まえまして、グリーンディーゼル車を対象から除き、右側の改正案のとおり令和3年度及び令和4年度の2年間延長されることとなります。

最後に施行期日でございますけども、令和3年の4月1日から施行します。ただし個人住民税関係の規定の一部については令和4年の1月1日及び令和6年の1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 1ページ目の固定資産税関係で先ほど説明がありました固定資産税の負担調整措置の①の中で、令和3年度から5年度の間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する、ここはわかります。その②のところで、その上で、今回の新型コロナウイルス感染のおける経済等々あって、令和3年度に限り負担調整等により税額が増加する土地について、前年度の据え置く特別な措置をするというんですけど、この令和3年度に限りその負担軽減措

置により税額する土地の増加する土地の、これについてももう少し詳しい説明をいただきたいんですけど。ちょっとよくわからないんですけど。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。固定資産税のこの令和3年度に限って増加する土地ですね。税額が増加する土地、こちらはいわゆるここに最初に書いてあるとおり、今、社会的に新型コロナウイルス感染症の影響があるという中で、昨年度、固定資産税の減免の規定が行われまして、家屋、それから償却資産の一部ですけども、軽減を図るということで、今年の固定資産税の減額が既にスタートしております。

それと同じ観点から、いわゆる一般的な固定資産税、すべての方にかかりますけども、そんな中でも評価替え、それから路線価の見直し等を行った関係で、税金が上がる所も一部は出てくるわけです。そういった所についても、上げずにそのまま前年度の金額いわゆる税額で据え置いて、この1年間は昨年と同じで上げずにいくという内容になっております。

○議長（山田厚司君） ほかに、ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） その上の住宅ローン控除なんですけども、②でこの措置による減収については、全額国費で補填することなんですけども、たいだい町ではどれくらいの方がこの住宅ローン控除を受けているのかというのは、把握しておられるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 昨年度のいわゆる申告が、この4月で終了しました。今、集計をかけているところで実際の中身はわかっておりませんが、昨年つまり令和元年度までのケースでいきますと、66の方が控除を受けているということになっております。金額にしますと、おおよそ町税でいうと240万円程度の軽減を受けております。ですので、令和2年度中の所得についてはこれから課税計算をして、対象となる方々を拾っていくということになりますので、正確な数字は拾えておりませんが、現在のところ、そういう状況になります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これ、全額国費で補填ということなんですけど、どんな国費で補填されますか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） これは、地方特例交付金、この中に含まれて入ってくる予定

でございます。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） まず最初に、この条例改正を専決でやった理由は何なのか。それと9ページの24条において、2行目扶養親族のところの後ろに、こんな新しく加条されているわけです。この年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。これを書き入れた理由は何なの。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） まず、専決を3月31日に専決を打ったということの理由ですけど、これは例年どおり4月1日から新年度課税が始まります。国のほうの地方税法が3月31日に同じく施行されておりますので、それに基づいて各全国自治体は同日で専決を打って、新しい新年度課税に間に合うように専決処分を打ったということでございます。

それから2つ目のご質問で、9ページの年齢16歳未満の云々という、その部分ですけれども、これは住民税の非課税範囲を指定するところでございます。これを入れることで、いわゆる均等割りの非課税限度額における扶養親族の取り扱いの見直しということになります。つまり地方税法のほうで、これもやはり同じように改正がございまして、主としますと、住民税の非課税範囲をそれに合わせるという形で改正をさせていただきました。

以上です。

○議長（山田厚司君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） 一番最後のほうの19ページから20ページにかけてですね、この16条の2、3、4、5、6、7、8項があるわけです。19ページの20ページの、16条の2項、3項、4項、5項、6項、7項、8項ってあるわけです。これ見ると、この2、3、4、6、7、8項というのは軽自動車税の特例が書いてあるわけなんだけど、この例えば2項と6項というのは同じこと書いているんだよね。同じ内容をね。その延長とかその特例の期限が違うだけで、そうすると6項あたりだと、4年に限るだとか、5年に限ると、1年後を限る限るって書いてあるんだけど、それなら5年に限ると1つに書いたほうがわかりやすいと思うんだけど、なんで1年ごとに限る限るって書いてあるわけ。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） あくまでも地方税法、こちらの改正に合わせて町の条例を同じく改正させていただいておりますものですから、そこをまとめるというよりは、地方税法

に合わせた改正をさせていただきました。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第14、議案第20号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第20号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億7,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億5,665万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日 提出

西伊豆町長 星野浄晋

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課（高木光一君） それでは、議案第20号、令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます

令和3年度の当初予算は、町長、町議会議員選挙がございましたので、骨格予算として計上させていただいておりましたが、今回政策的経費等を盛り込ませていただきました。いわゆる肉付け予算を計上させていただいたものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読をいたします。まず歳入です。

14款国庫支出金、539万5,000円、4億2,961万5,000円。2項国庫補助金、539万5,000円、2億1,829万円。

16款財産収入、192万8,000円、1,593万1,000円。1項財産運用収入、30万円の減、1,103万5,000円。2項財産売却収入、222万8,000円、489万6,000円。

17款寄附金、1項寄附金ともに8億円、10億5,000円。

18款繰入金 1項繰入金ともに4億6,871万7,000円、14億2,612万9,000円。

20款諸収入、60万円、1億4,758万3,000円。5項雑入、60万円、1億3,915万円。歳入合計に12億7,664万円を追加し、68億5,665万2,000円としたいものでございます。

次に歳出をお願いいたします。

2款総務費、944万8,000円、7億6,230万4,000円。1項総務管理費、944万8,000円、5億8,404万4,000円。

6款商工費、1項商工費ともに4億6,396万4,000円、10億8,152万5,000円。

9款教育費、310万円、6億7,879万5,000円。1項教育総務費、310万円、2億7,359万5,000円。

12款諸支出金、1項基金費ともに8億12万8,000円、11億6,744万7,000円。

歳出合計に12億7,664万円を追加し、68億5,665万2,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明しました第1表と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては、ごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

2歳入の主なものを説明させていただきます。

14款2項1目1節総務管理費補助金の地方創生推進交付金の409万円につきましては、今回の補正でふるさと応援寄付金の増額を見込みましたので、それに伴い、お礼として希望者に配布する夕陽カレンダーを増刷いたしますが、その経費の2分の1が地方創生推進交付金の対象となることから、増額をさせていただくものでございます。

16款2項3目1節、物品売り払い収入の180万円につきましては、旧西伊豆中学校のピアノ4台の売却収入となります。17款1項5目1節ふるさと応援寄付金につきましては、10億円の寄付総額を想定し、8億円を増額補正させていただくものでございます。

18款1項5目1節ふるさと応援基金繰入金につきましては、ふるさと応援寄付額の増額見込みに伴いまして、事務事業費への充当額、増分として4億6,451万5,000円を計上させていただいたものでございます。

5ページをお願いいたします。

20款5項2目3節各種販売収入の観光誘客促進関連グッズ販売収入の60万円につきましては、伊豆半島を舞台にしたアニメが放映されまして、アニメファンの聖地として西伊豆町を訪れる方が増えていることから、更なる誘客促進を図るため、西伊豆町のみで販売できるクリアファイルを作成し、一部を町内観光業者さん等で販売していただく計画をしております。その販売事業者さんが、町から購入する代金を計上させていただいたものでございます。

その下の7節雑入が0円になっておりますが、財務諸表を作成するにあたりまして、サンセットコインチャージ料のうち、国県補助金や町の加算分と個人のチャージ分を分けて管理する必要があったことから、今回、国県補助金や町の加算分を減額し、同額を新たに付加補助分として計上させていただきたいものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に歳出になります。

2款1項6目企画費ですが、こちらのカレンダー印刷代と郵便代は、ふるさと応援金額を8億円増額補正することから、お礼の品として希望者に配布するカレンダーの増刷に伴い増額補正をするものでございます。

同じ2款1項11目情報管理費とその下のまち・ひと・しごと創生事業につきましては、国のマイナポイント事業が6ヵ月延長になったことに伴い増額補正をさせていただくものでございます。同じページの6款1項3目観光費の10節需用費の消耗品129万8,000円は、歳入のところでもご説明させていただきましたが、アニメファン向けのクリアファイル作成費用となっております。4,000部を作成し、2,000部はPR用、残りの2,000部を販売用として現在考えております。

一つ飛んで18節負担金、補助及び交付金の堂ヶ島火祭り・ところてんまつり事業補助金の350万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、観光事業者が疲弊し、大手ホテル等からの観光協会への寄付金が以前のように見込めないため、補助金を追加交付したいものでございます。

一番下の6目ふるさと振興費1節報酬から次のページの12節委託料は、ふるさと寄付金を8億円増額することに伴い、それぞれ増額するものでございます。

7ページの7目サンセットコイン事業費をお願いいたします。7節の報償費は、歳入の5ページの20款のところの説明いたしましたサンセットチャージ料の理由と同様でございます。その下の11節役務費の情報通信サービス料につきましては、新型コロナの影響により、疲弊した事業者への支援といたしまして通信環境が整わない事業者に対し、町負担としている通信料を1年間延長するため計上させていただいたものでございます。

次に9款1項2目12節委託料、薬品等廃棄処理業務100万につきましては、旧西伊豆中学校の薬品廃棄のため追加経費が必要となったことから、計上させていただいたものでございます。その下の5目文教施設整備費の文教施設等整備に係る調査・設計業務の210万円につきましては、地盤変動影響調査業務委託となりまして、旧西伊豆中学校校舎及び体育館の解体前に近隣家屋等3棟を調査する経費となっております。

最後に12款1項1目24節積立金のふるさと応援基金（元金積立）につきましては、8億円の寄付を増額を見込んだため、基金への積み立てを増額するものでございます。

以上、主なものの説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時28分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 6ページお願いします。6款商工費、観光費の中の18節負担金、補助金及び交付金350万円ということで計上されております。これにつきまして、堂ヶ島火祭りの項目があるんですが、今回コロナ騒ぎとかこういう状況ですけど、まあその時によって7月によってどうなるかわからないですけど、今のところ、そういう堂ヶ島火祭りをやるということで計上されたということによろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 観光協会さんのほうでは、例年通り堂ヶ島火祭りは開催をしたいという申し入れがございますので、町としてはその応援をしたいということでございます。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） もう一点すみません。今回の商工費のあれに対して、今観光業が非常に厳しい状況があるんですけど、この観光費の金額が少し少ないようなというか、当初計画より、もう少し上に予算が組めないものかどうか、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 観光協会さんのほうからは、不必要なイベントは行わない。ただ、火祭りに関しては行いたいと。ただ、会員さんから会費を集めることはできないというので、足りない金額がこのぐらいだということですから、要望に応じて私たちは出しているというものでございます。

○議長（山田厚司君） ほかに、ありませんか。9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 5ページですね。7節の雑入、サンセットコインチャージ料、これは西伊豆町民がチャージした金額と思ってよろしいですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） このサンセットコインのチャージ料につきましては、個人チャージをされた方のうち、国や県、それから町の付加ポイントのある事業についてを財務諸表を作る関係で別管理としたいために新たに細節を設け、移動させるものでございます。したがって、この6,820万円の中には、個人チャージ分2,000万円が含まれるほか、5パーセント還元の5,000万円、それから9月まで延長されましたマイナポイント事業の分が2,700万円、2,730万円が含まれておりまして、合計で8,820万円になるわけですが、そのうちのサンセットコインのただのチャージ料のところには2,000万、そのほかの6,820万円を付加補助分として今回移動させるというものでございますので、この中には個人チャージの分も含まれております。

以上です。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい、詳しく言っていてあれなんですけども、私の質問は、これはチャージしたのは西伊豆町民だけですか、ほかの方々もやっていますか。そういう質問なんですけど。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 失礼しました。個人のチャージ分のほか、町外の方もチャージした分もこの中には含まれております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 7ページの7節で、報償費でサンセットコイン利用料、サンセット利用料で付加補助分というふうになって、1億1,345万5,000円が載ってるんですけども、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい。こちらの付加補助分でございますが、先ほどの歳入と関連しまして、こちらのほうが一般的には町の事業としては、皆さまから、町民の皆さまからサンセットコインを利用される方からは、お金を預かるという形で、今までにない事業になります。それでそれにつきましては、集めたお金を集計して請求があったものに払うというのが基本なんですけど、ここの付加分というのは、国、県、町なんかはそのサンセットコインを利用に対してポイントを付加するというものになります。これを通常現金で納入されたもの以外に公費を付加するという予算になりますので、そういうことになります。

○議長（山田厚司君） ほかの質問者ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 6ページの先ほどの堤議員の観光費の堂ヶ島火祭り・ところてんまつり事業補助金の件なんですけど、コロナ禍において、補助しないという選択肢もあったかと思うんですけど、だけど補助するということに決めたわけなんですけど。じゃあこの補助金というのは、この運営費の何割ぐらい、何パーセントぐらい占めているのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今までですと、堂ヶ島火祭りのだいたい費用が900万円、その中に司会者であったりとか、ステージイベントをやるのに100万円ぐらいかかっておりまして、花火自体が約800万円強というふうに聞いております。今回に関しては、不要なイベントは行わないということで、司会者であったりとか、そういうステージイベントを省いて単純に花火だけというふうに聞いておりますので、その分の補助をさせていただく。

今まではイベントの半分を町が補助をし、半分が協会さんのホテルであったり民宿さん、いろんな観光業者さんから寄付を募って集めておったわけでございますけども、その寄付が募れないということですから、その分を町のほうで補填させていただくというものでございます。

○議長（山田厚司君） ほか、ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 6ページの、総務費の16目のまち・ひと・しごと、それら6款の商工費の6目ふるさと振興費、ここでいずれも会計年度任用職員を使っているんですけども、これはどういう使い方、つまり勤務時間帯とそれから期間、これについてお願いします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず、まち・ひと・しごとの会計年度任用職員のほうでございますけども、こちらにつきましては、歳入予算のほうの4ページのほうにあるものですが、マイナポイント事業が9月末までに延期されたことに伴いまして、今回130万5,000円を申請いたしますけども、そのうちのマイナポイントの受付事務として1名を半年間雇用する予定で79万円を補正予算で計上させていただいたものでございます。勤務時間帯については通常の8時15分から4時15分までで週5日で勤務のほうをさせていただきたいと思っております。

それともう1点のふるさと納税の振興費のほうでございますけども、こちらについては、年間を通じてふるさと納税業務を雇用、会計年度任用職員を1名予算計上しております。そ

のほかにも、商工費のほうでお願いしている会計年度任用職員のほうに、忙しい時には手伝ってもらったりしながら事務を進めているところがございますけども、昨年度のように10億円を超えるような、寄付がある場合に、年末の繁忙期にはその2名だけでもとても人手が足らなくなるというところから、10月から1月までの間で約100日間2名をスポット的に雇用をしていきたいというふうに考えているものでございます。雇用時間については先ほどの8時15分から4時15までというところで勤務のほうをお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） なぜこの質問したかと言いますと、まち・ひと・しごとのほう、こえは先ほど言いましたように6か月1名。これには期末手当がついているわけですよ。ところが下のほうのふるさと振興費。これは2名をスポットで使う、どこかほかから持ってくるとしてもですね、この項目で落とすとすれば、報酬をここであげているのであれば、期末手当も按分してここに持ってくるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税のほうについては、短期間の雇用になりますので、期末手当はでない形になります。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 出ないってことは、これは非常に短期間のスポットということ。2名だから130何万、60何万、上のほうは半年使うから79万だけど、期末が出る。そのへん規定どおりですか。間違いないですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。ふるさと振興費のほうで雇用する2名については、期間が短いためにですね、期末手当等の支給はないということになっております。

○議長（山田厚司君） ほか、ございませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 2点ばかりお聞きします。1つは4ページ、債券売却収入にありますけども、これ実際債券のどこをどういうふうに売却したのか、それが1点。2点目は、7ページの教育費の中の薬品等廃棄処理業務というのは、具体的に何をやるのかお聞きします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 薬品のほうに関しては、担当局長のほうから答弁をさせます。  
売却収入につきましては、今まで持っておりましたもののうち債権が0.8パーセントぐらいの  
やつが2件あったんですけども、それよりもいい1パーセント以上のものが購入することが  
できましたので、そちらを2億円購入し、0.8パーセントのほうを2億円売却した。その時の  
利益でございます。ですから運用総額が6億円で変わりございません。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 事務局費の委託料、薬品等の委託料業務の関係なんで  
すが、こちらにつきましては中学校統合に伴いまして、西伊豆中学校の理科室等に保存され  
ていました薬品等を処理する業務となります。内容につきましては、汚泥とか廃油、廃酸、  
アルカリとか、そういったものを処分する業務委託となっております。中学校に限らず、各  
学校の理科室に不要なものがありましたので、そちらも併せて今回処理させていただきたい  
というものでございます。

以上です。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君）

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第20号 令和3年度 西伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定す  
ることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時50分

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第15、同意第2号 「西伊豆町副町長の選任について」を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 同意第2号 西伊豆町副町長の選任について。

下記の者を西伊豆町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町宇久須1690番地

氏 名 高木光一

生年月日 昭和36年6月20日

任 期 令和3年4月30日から令和7年4月29日

令和3年4月28日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、西伊豆町副町長の、椿隆史氏の任期が令和3年4月27日をもって満了となったため、新たに副町長を選任したいものであります。履歴につきましては、別紙資料をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この高木氏は、定年前ということで、余人をもって代えがたいということなんだと思うんですけど、定年前ということで、退職金がありますよね。この計算はどういうふうにしたんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 退職金に関しましては、まだ退職をしてないので計算はできませんけども、この同意をいただければ速やかに退職をしていただいて、4月30日に新たに副町長として就任をしていただくということでございますから、職員としての期間はいったん終わり、違うステージでもう一度副町長としてなっていただくということになります。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから年数は普通まあ定年退職前だったら割増があるとか。そういうことがあるんだけど、じゃあその年数というか掛け算はもう考えておられると思うんだけど、そのへんのことはどうなっているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 高木氏の任期というか、現在の法律でいくところによりますと、この令和3年度をもって退職になりますので、約1年前倒しで退職していただくことなろうかと思えます。ですから、その分通常の人生設計でいえば退職金の減額ということにはなりませんけども、副町長をお願いしたいということを申し上げましたら、受けさせていただきますということでございましたので、ある意味ではここから4年間副町長をしていただきますと、在職期間は3年延びるというようなこともございますので、退職金が一時的に減額になることはご承知の上で受けていただきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第2号 西伊豆町副町長の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、同意第2号は原案に同意することに決定しました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第16、同意第3号 西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 同意第3号 西伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を西伊豆町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町安良里549番地の2

氏 名 鈴木宏男

生年月日 昭和35年12月6日

令和3年4月28日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

鈴木氏の履歴につきましては別紙に添付してございますので、ご覧をいただき、ぜひご同意をお願いできればと思います。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第3号 西伊豆町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第17 同意第4号 西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により西島繁樹君の退場を求めます。

〔西島繁樹君退場〕

○議長（山田厚司君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 同意第4号 西伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を西伊豆町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町仁科 814 番地の 258

氏 名 西島繁樹

生年月日 昭和 22 年 8 月 16 日

令和 3 年 4 月 28 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

西島氏につきましては、皆さんよくご存じかと思しますので、履歴などはつけてございません。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第 4 号 西伊豆町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、同意第 4 号は原案に同意することに決定しました。

西島繁樹君の入場を許します。

〔西島繁樹君入場〕

◎閉会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて、令和3年第2回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時57分